

生徒指導だより「こころ」

平成28年9月15日(木)
NO. 9 文責 堀 晴昭

秋の全国交通安全運動

平成28年9月21日(水)から9月30日(金)までは「秋の全国交通安全運動」です。子どもと大人それぞれで、次のことを意識して運転したいものです。



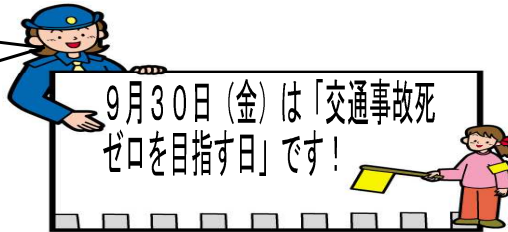
子どもたち

- ①日が暮れるのも早くなってきました。夕暮れ時の交通事故防止に努めたいものです。特に反射材用品等の着用及び自転車前照灯の点灯徹底をしてもらいたいです。大切なことは、登校時など明るい時間帯でも「タスキ」をつける習慣をつけることです。実際、タスキ忘れが毎日2～3名います。ご家庭でも確認・指導をお願いします。
- ②警察から次の自転車安全利用五則を守るように指導されています。～自転車は「車両」ということです！～
 - (1)自転車は、車道が原則、歩道は例外です。(鶴城中校区の歩道を自転車が通ることは認めてもらっています。)
 - (2)車道は左側を通行しましょう。
 - (3)歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
 - (4)2人乗り・並進の禁止/夜間はライト点灯/交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - (5)子どもはヘルメットを着用しましょう。

大人たち

- ①シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
～目標、着用率100%～
- ②飲酒運転の根絶
～ドライバー以外の同乗者にも厳しい罰則が下されます～

事故は、いつ、どこで、誰に起こるか分からないものですが、心がけ次第で減らすことができると思います。事故が起きてから後悔しても遅いです。



2学期の交通安全対策

中学校では毎学期末、その学期の気づきや反省を出し合い、次の学期の対応・対策を考えています。1学期の反省に「自転車の乗り方がよくない」という意見がありました。確かに、登校指導で立っていると並進を見かけますし、下校指導をしていると道いっばいに広がって帰る生徒を見かけます。また、夏休みはノーヘルの生徒もいました。その都度指導しますが、なかなか直らないのが現状です。「自転車通学規定」にも違反をしたら通学許可を停止しますと書いていますが、改善してくれることを信じて大目に見たりもしています。それでも毎年数名通学停止をしています。この件は「命」に関わることでありますので、2学期は通学停止措置をしていきます。ご理解よろしくお願ひいたします。あわせて自力登校をさせてください。車での送迎は特別な場合のときだけでお願いします。

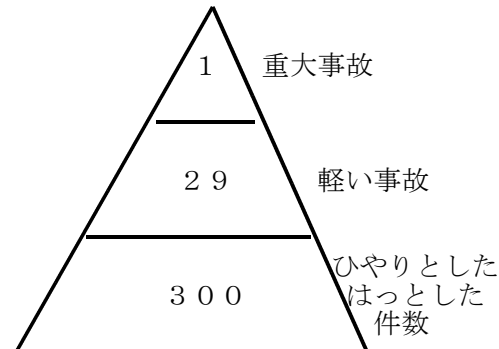


山鹿管内の交通事故の現状

先日、9月9日(金)に学警連の会議に行きました。山鹿警察署の方から平成28年度の上半期(7月末まで)の報告がありました。ニュースや新聞でも毎日のように交通事故の報道はありますが、それは大きな事故ばかりです。実は小さな事故はたくさん起きているのです。

山鹿管内の平成28年1月から7月までの小・中・高の事故
 事故件数32件(男子23人、女子9人)
 小学生・・・10件
 中学生・・・6件
 高校生・・・16件
 ※自転車の事故は32件中18件と報告があつていました。

ハインリッヒの法則(ヒヤリハットの法則)



有名な法則ですので、聞いたことがある方もたくさんいらっしゃると思います。一つの重大事故の裏には、29の軽い事故と、ひやりとする300の事柄が隠れているということです。逆に言うと、小さな事を繰り返しているといつか大きな事故が起きるということです。中学校では現在も自転車の転倒事故(自損事故)が続いています。